

I 第61号議案 市道路線認定及び廃止の件

第 61 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	
岡 場 1 号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1898番9地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場2722番地先	530.50	最大 15.00 最小 6.00	その1
岡 場 2 号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場2722番3地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番地先	166.90	4.00	歩行者 専用道 路 その1
藤 原 台 南 町 98 号線	神戸市北区藤 原台南町5丁 目19番2地先	神戸市北区藤 原台南町5丁 目19番38地先	43.40	6.00	その2
藤 原 台 南 町 99 号線	神戸市北区藤 原台南町5丁 目19番51地先	神戸市北区藤 原台南町5丁 目19番44地先	55.10	6.00	その2
車 10 号 線	神戸市須磨区 車字梨川山748 番9地先	神戸市須磨区 白川字高尾8 番170地先	563.70	最大 17.00 最小 10.00	その3
車 11 号 線	神戸市須磨区 車字玉子谷702 番2地先	神戸市須磨区 車字梨川山6 番89地先	231.20	最大 8.80 最小 6.00	その3
車 12 号 線	神戸市須磨区 車字梨川山6 番74地先	神戸市須磨区 車字梨川山6 番27地先	296.50	最大 6.40 最小 6.00	その3
車 13 号 線	神戸市須磨区 車字梨川山6 番78地先	神戸市須磨区 車字梨川山6 番43地先	123.40	6.00	その3
車 14 号 線	神戸市須磨区 車字大廻り山 5番31地先	神戸市須磨区 白川字高尾8 番175地先	310.90	最大 7.00 最小 6.00	その3
車 15 号 線	神戸市須磨区 車字梨川山6 番124地先	神戸市須磨区 白川字高尾8 番160地先	259.20	6.00	その3
車 16 号 線	神戸市須磨区 車字梨川山6	神戸市須磨区 車字梨川山6	87.20	6.00	その3

	番149地先	番156地先				
車 17 号線	神戸市須磨区 車字梨川山 6 番162地先	神戸市須磨区 車字大廻り山 5番47地先	71.50	6.00		その3
車 18 号線	神戸市須磨区 白川字高尾 8 番147地先	神戸市須磨区 車字大廻り山 5番49地先	55.60	6.00		その3
車 19 号線	神戸市須磨区 白川字高尾 8 番153地先	神戸市須磨区 白川字高尾 8 番157地先	41.80	6.00		その3
車 20 号線	神戸市須磨区 白川字高尾 8 番177地先	神戸市須磨区 白川字高尾 8 番173地先	11.90	最大 9.70 最小 7.00		その3
車 21 号線	神戸市須磨区 車字大廻り山 5番35地先	神戸市須磨区 車字大廻り山 5番33地先	12.00	4.00	歩行者 専用道 路	その3
多聞台 71号線	神戸市垂水区 多聞台 5 丁目 48番 1 地先	神戸市垂水区 多聞台 5 丁目 48番11地先	43.40	6.00		その4
新方 11 号線	神戸市西区玉 津町新方字大 東97番40地先	神戸市西区玉 津町新方字大 東97番18地先	307.90	6.00		その5
新方 12 号線	神戸市西区玉 津町新方字大 東99番 8 地先	神戸市西区玉 津町新方字大 東99番10地先	9.70	6.00		その5

2 廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
須磨里 151号線	神戸市須磨区 白川字奥谷山 786番地先	神戸市須磨区 白川字奥谷山 787番地先	84.60	1.00	その6
須磨里 152号線	神戸市北区山 田町下谷上字 中一里山 16 番 10地先	神戸市須磨区 白川字奥谷山 792番地先	182.50	1.00	その6
東灘里 25号線	神戸市東灘区 本山北町 4 丁 目466番 3 地先	神戸市東灘区 本山北町 4 丁 目466番 3 地先	60.10	1.00	その7
湊東方 面第 92 号線	神戸市兵庫区 下三条町 8 番 2 地先	神戸市兵庫区 下三条町 6 番 1 地先	93.30	最大 1.20 最小 1.10	その8
兵庫里 15号線	神戸市兵庫区 下三条町 11 番 地先	神戸市兵庫区 下三条町 8 番 2 地先	98.30	最大 3.10 最小 2.70	その8
山田里	神戸市北区大	神戸市北区大	15.50	1.50	その9

922号線	池見山台14番 374地先	池見山台1番 19地先			
岩岡第 191号線	神戸市西区岩 岡町岩岡字坂 ノ下654番168 地先	神戸市西区岩 岡町岩岡字坂 ノ下581番1地 先	67.60	2.00	その10
押部谷 里672号 線	神戸市西区押 部谷町木見字 荒田754番地先	神戸市西区押 部谷町木見字 荒田756番地先	93.20	1.00	その11
有野里 89号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番9地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番9地 先	93.90	1.00	その12
有野里 90号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番10地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番10地 先	148.00	1.00	その12
有野里 91号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1936番地先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1940番1地 先	20.00	1.00	その12
有野里 92号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番12地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1906番地先	86.80	1.00	その12
有野里 93号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番地先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番地先	75.30	1.00	その12
有野町 合併第 63号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場4418番52地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番地先	662.70	最大 1.20 最小 1.00	その12
有野町 合併第 93号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場2724番2地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場2722番地先	173.00	1.00	その12
有野町 合併第 100号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1982番1地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1983番9地 先	62.60	最大 1.10 最小 1.00	その12
有野町 合併第 116号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番8地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番6地 先	337.30	1.00	その12
有野町 合併第 117号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1951番地先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1947番地先	247.10	最大 3.10 最小 1.00	その12

有野町 合併第 118号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1947番地先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番地先	471.00	最大 1.60 最小 1.00	その12
有野町 合併第 130号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1951番地先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1977番1地 先	159.60	最大 1.70 最小 1.00	その12
有野町 合併第 131号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番地先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1907番地先	87.20	1.00	その12
有野町 合併第 132号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1911番3地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場1906番地先	136.30	最大 3.30 最小 1.00	その12
有野町 合併第 133号線	神戸市北区有 野町有野字岡 場1895番1地 先	神戸市北区有 野町有野字岡 場4102番2地 先	276.70	最大 3.30 最小 1.00	その12
山田里 14号線	神戸市北区山 田町上谷上字 古々谷25番4 地先	神戸市北区山 田町上谷上字 古々谷25番6 地先	44.90	1.00	その13
須磨里 464号線	神戸市須磨区 車字梨川748番 4地先	神戸市須磨区 車字梨川748番 7地先	17.50	1.00	その14
須磨里 580号線	神戸市須磨区 車字大廻り山 7番1地先	神戸市須磨区 車字大廻り山 6番2地先	431.70	1.00	その14
神出村 第101号 線	神戸市西区神 出町田井字吉 森334番2地先	神戸市西区神 出町田井字吉 森336番1地先	44.80	1.00	その15
新方10 号線	神戸市西区玉 津町新方字大 東110番3地先	神戸市西区玉 津町新方字大 東107番地先	120.00	4.00	その16

理 由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、
議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 めきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 [略]

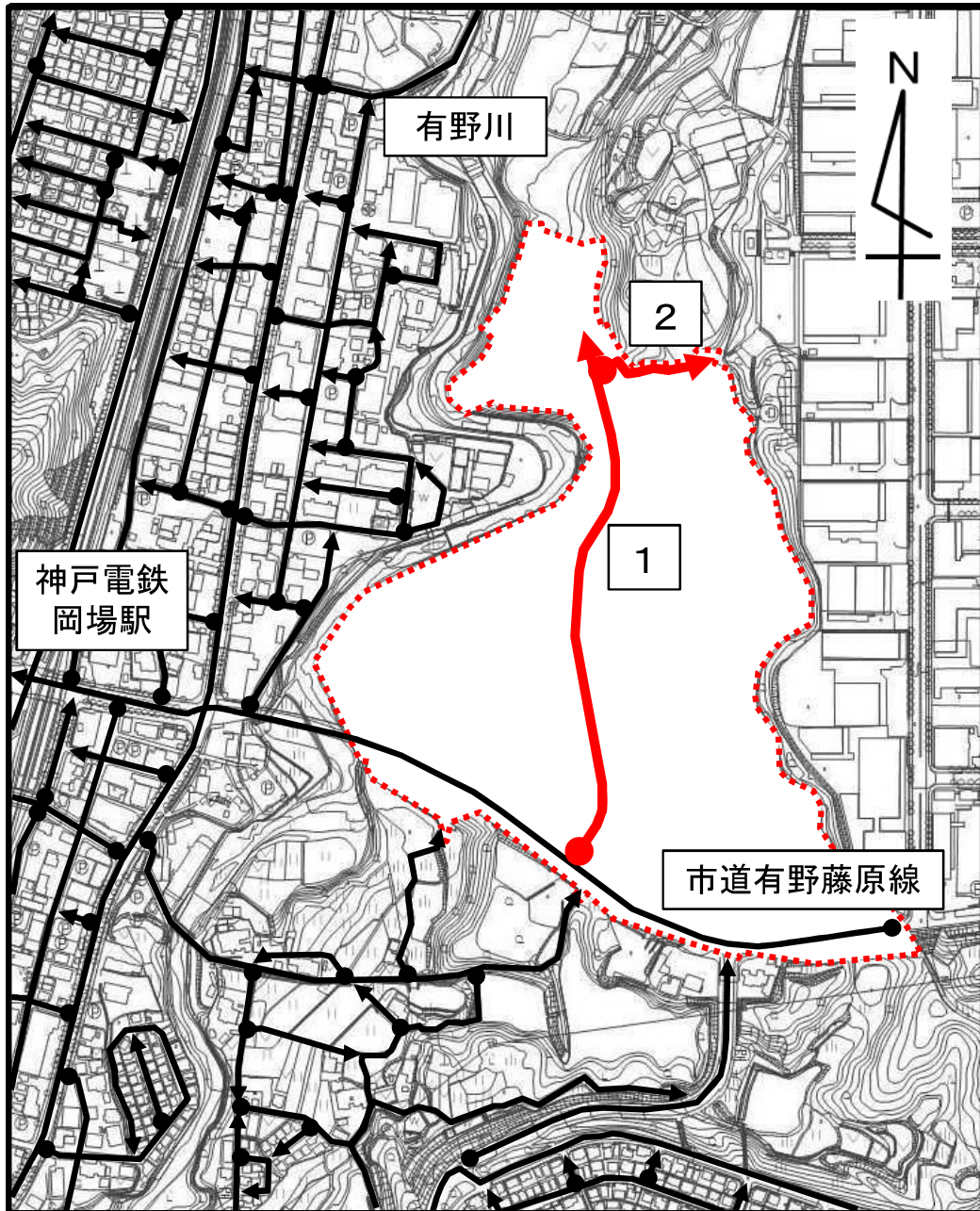
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

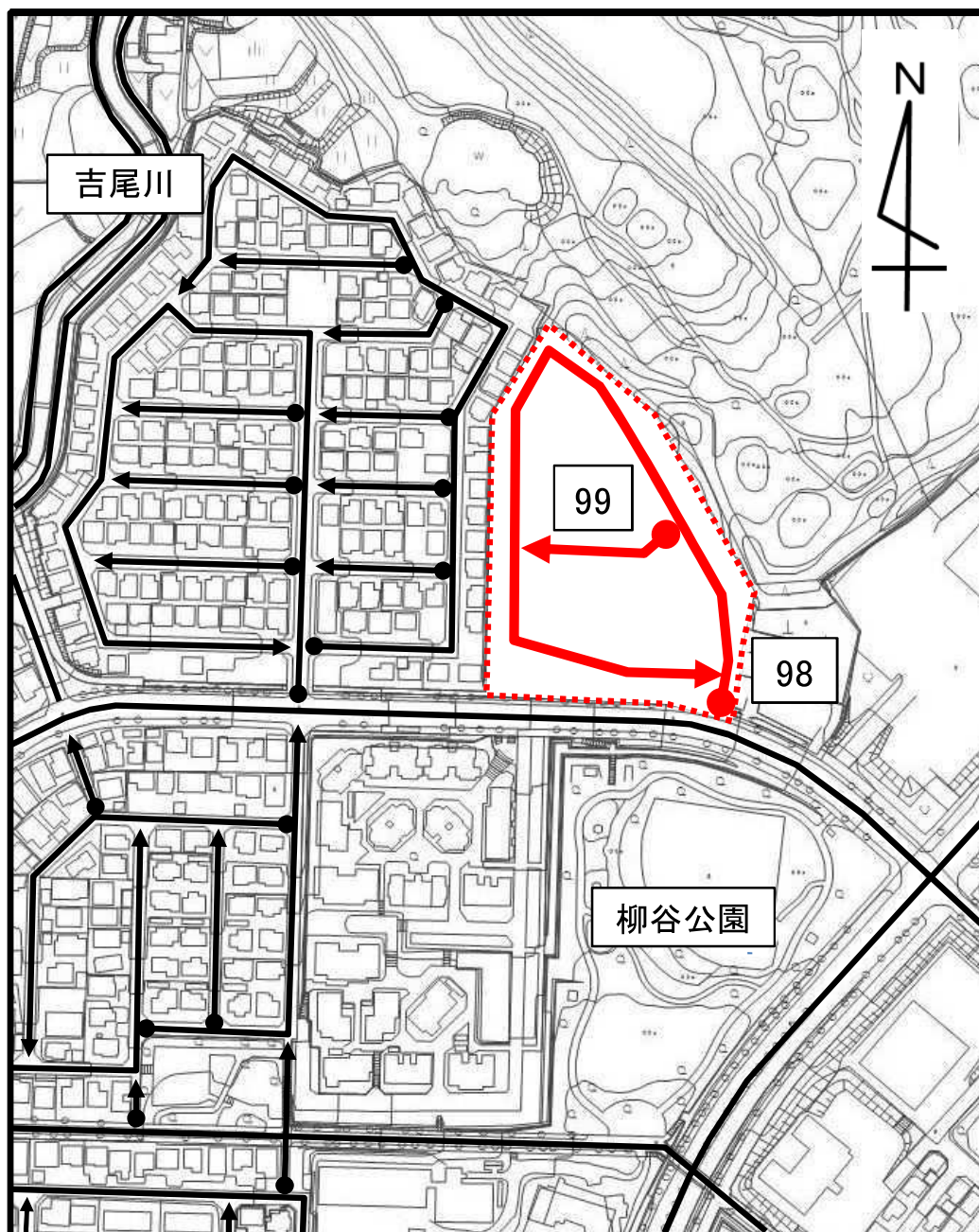
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図(その1)



凡例	
	今回認定道路 (岡場1・2号線) (岡場2号線は歩行者専用道路)
	既認定道路
	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その2)



凡例



今回認定道路

(藤原台南町98・99号線)

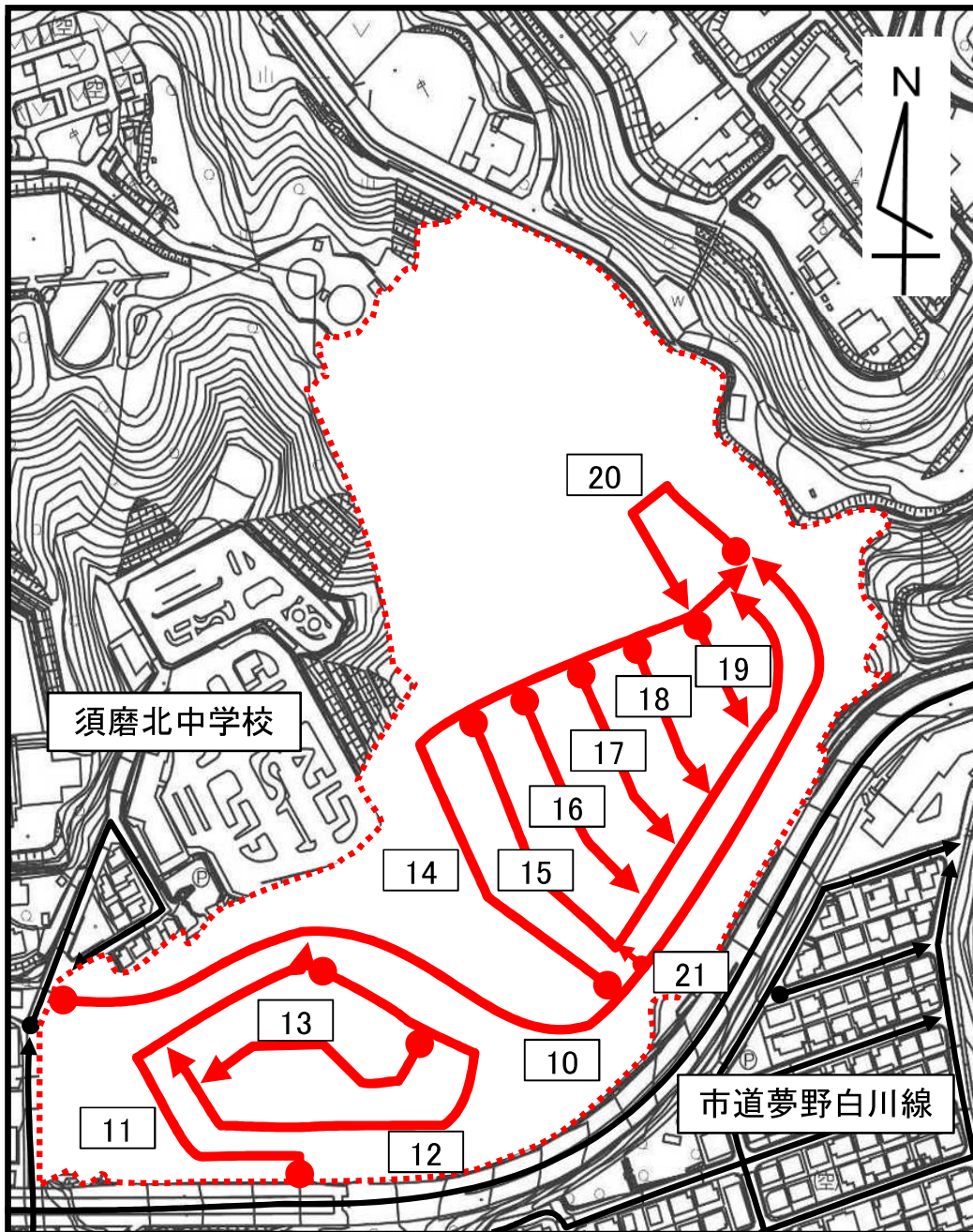


既認定道路



都市計画法(昭和43年法律第100号)
第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その3)



凡例



今回認定道路

(車10～21号線)

(車21号線は歩行者専用道路)

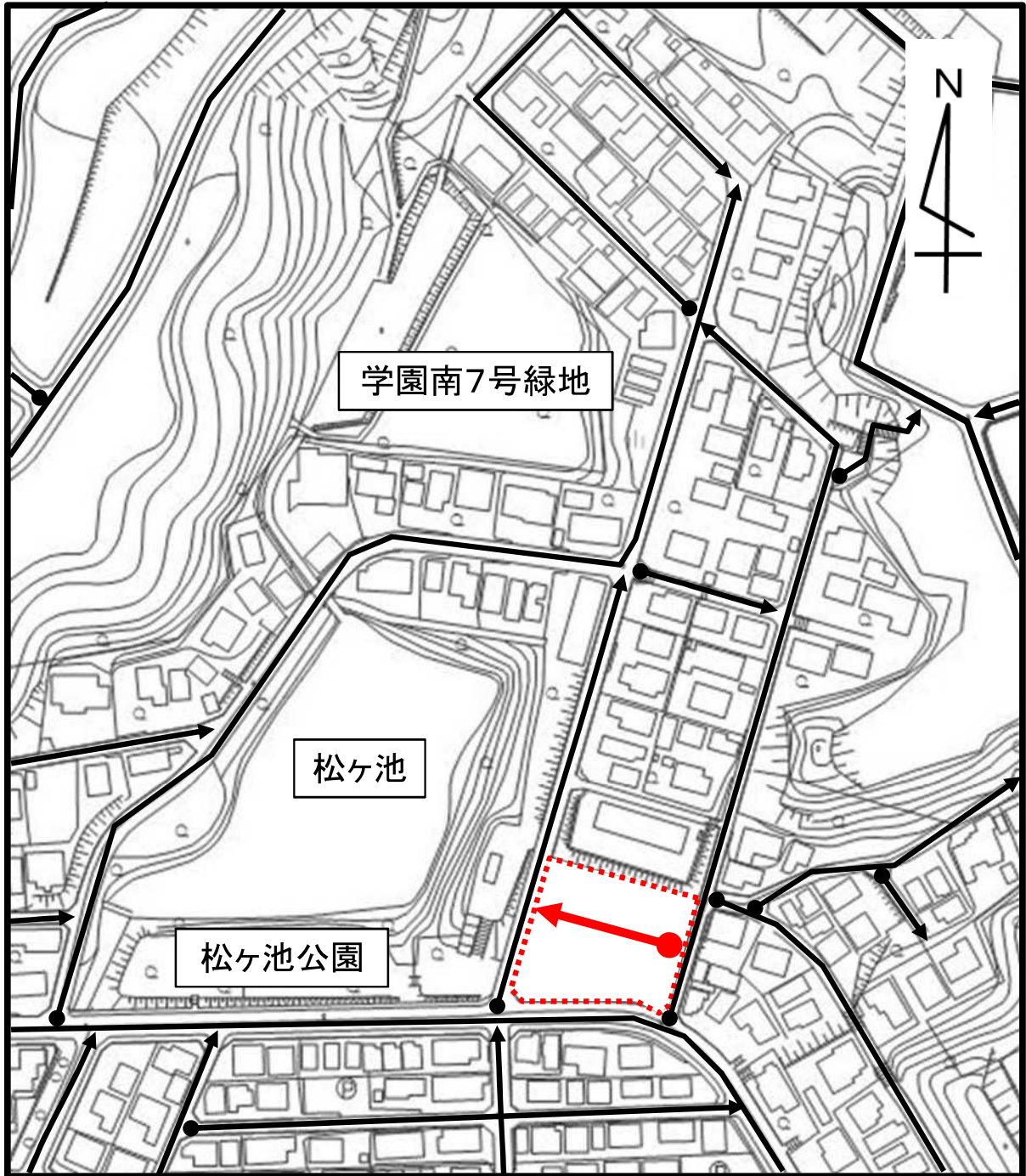


既認定道路

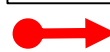


都市計画法(昭和43年法律第100号)
第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その4)



凡例



今回認定道路

(多聞台71号線)

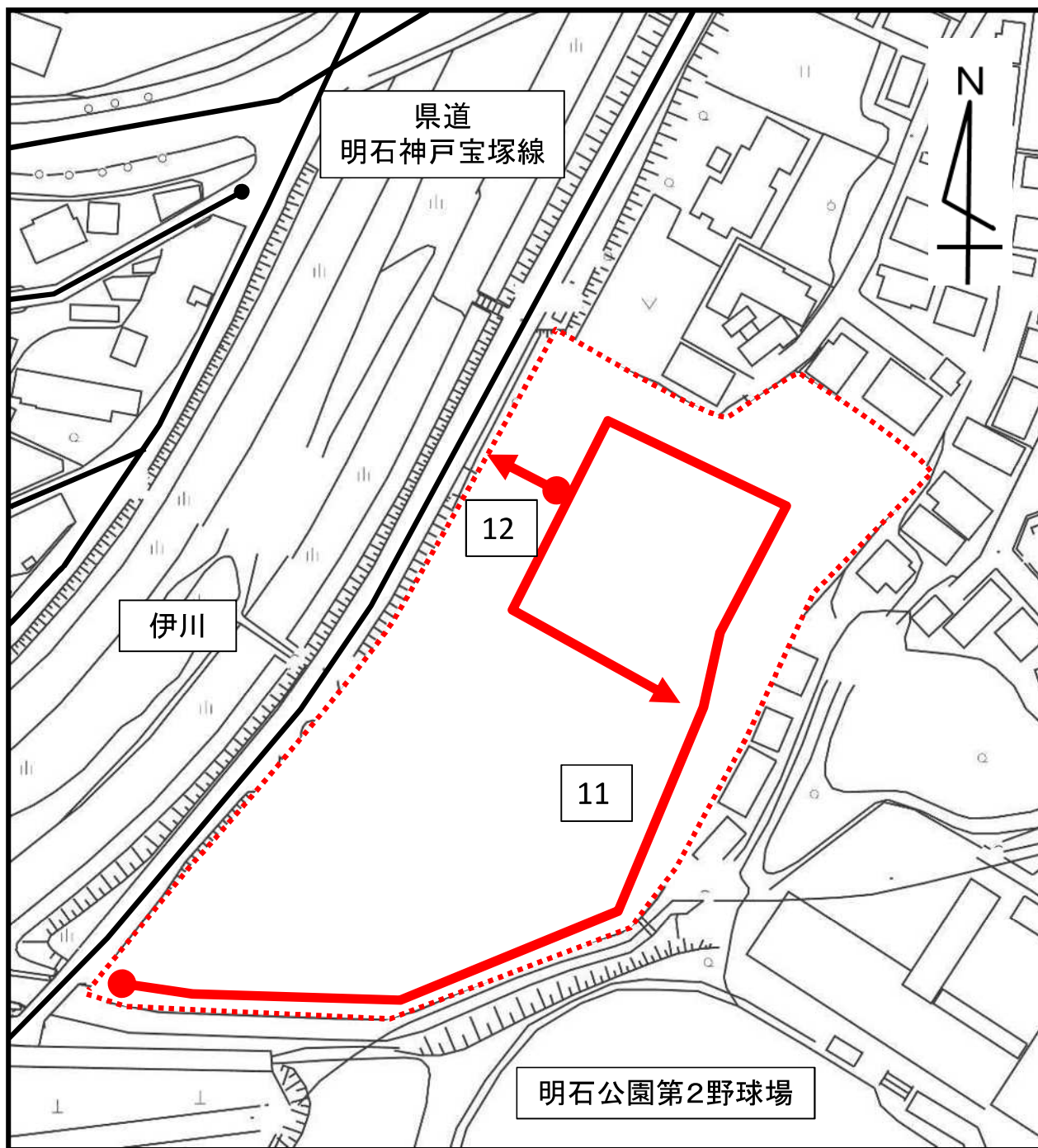


既認定道路



都市計画法(昭和43年法律第100号)
第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その5)



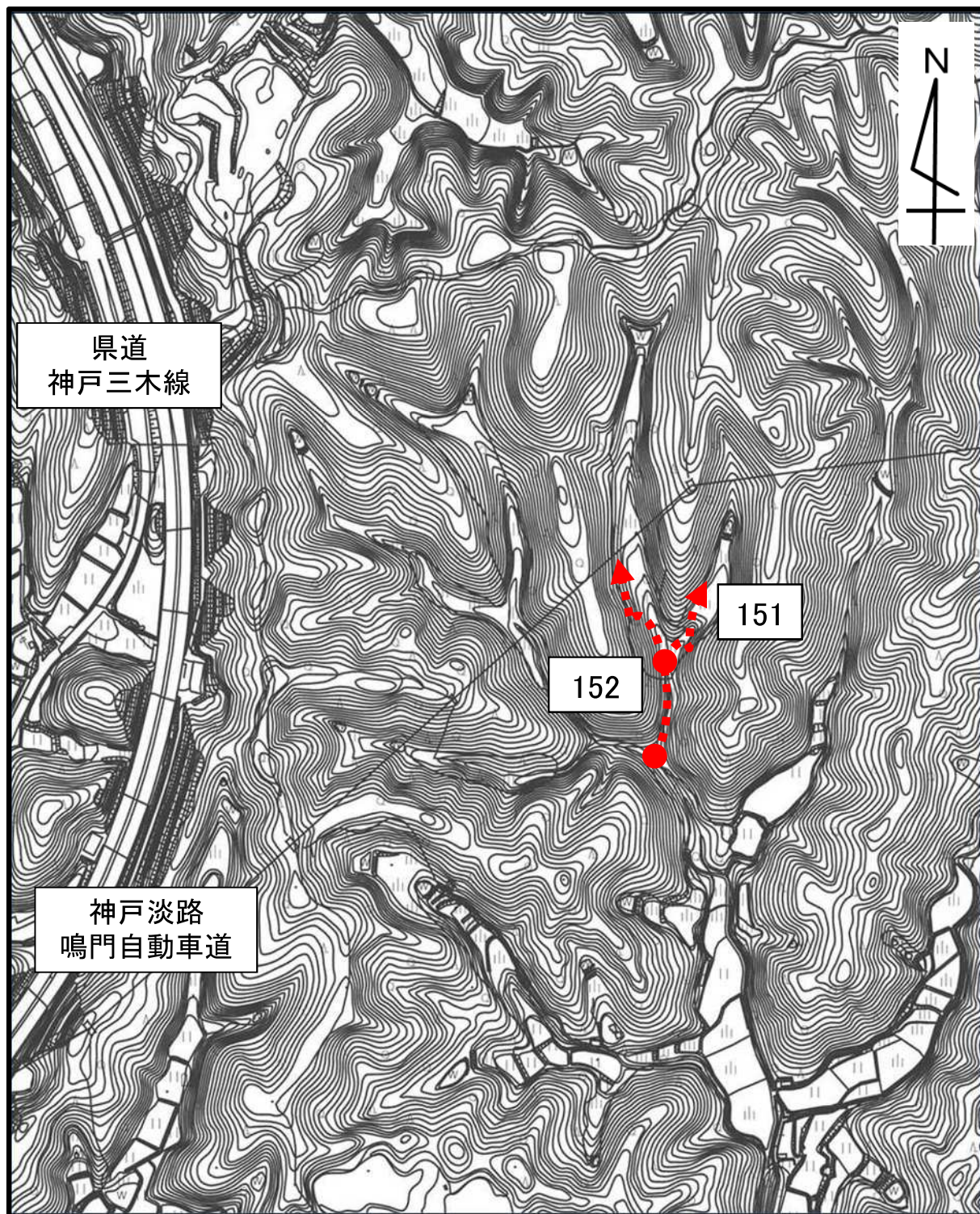
凡例

●→ 今回認定道路
(新方11・12号線)

●→ 既認定道路

..... 都市計画法(昭和43年法律第100号)
第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その6)



凡例



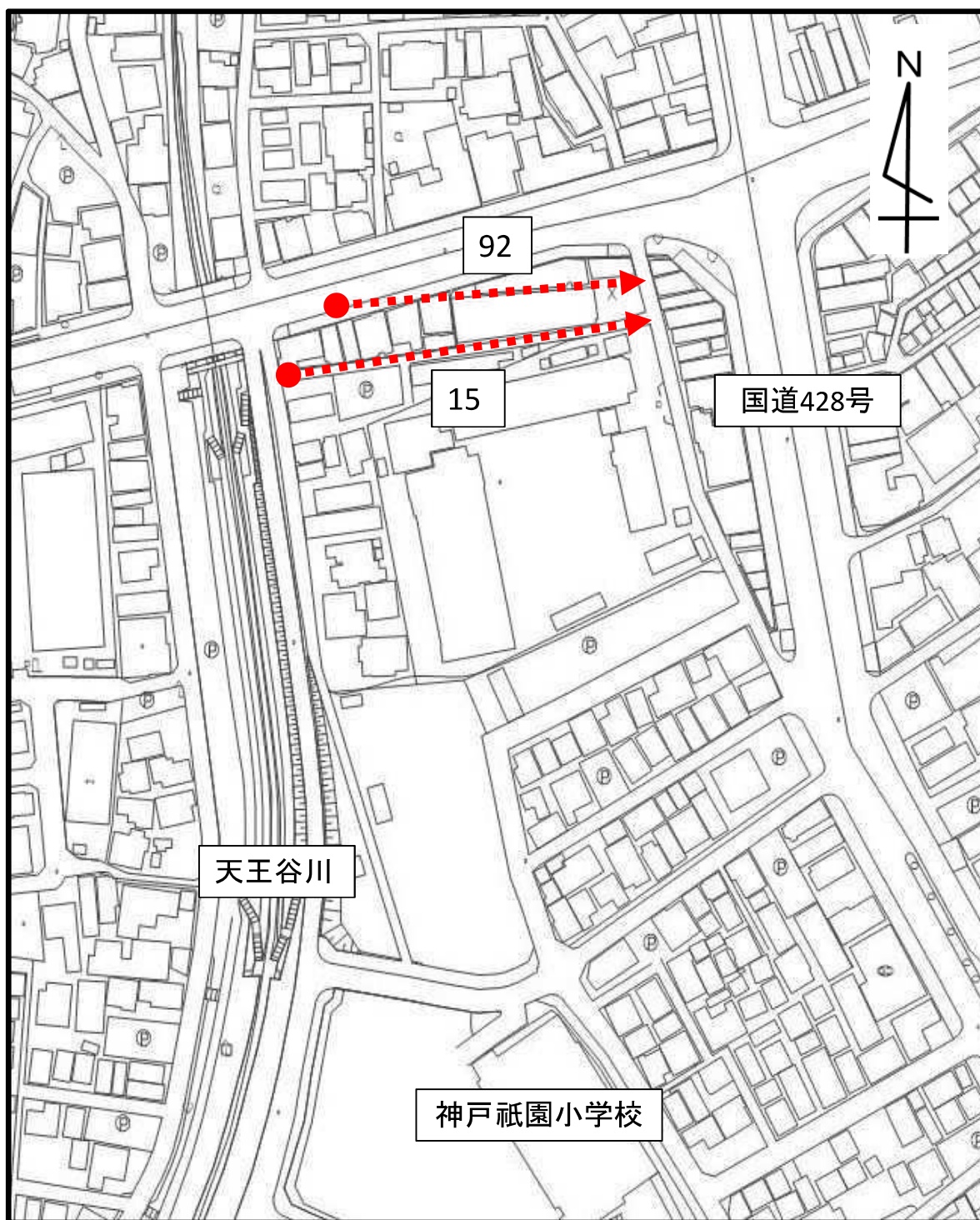
今回廃止道路
(須磨里151・152号線)

議案参照図(その7)



凡例	今回廃止道路 (東灘里25号線)

議案参照図(その8)



凡例



今回廃止道路

(湊東方面第92号線、兵庫里15号線)

議案参照図(その9)

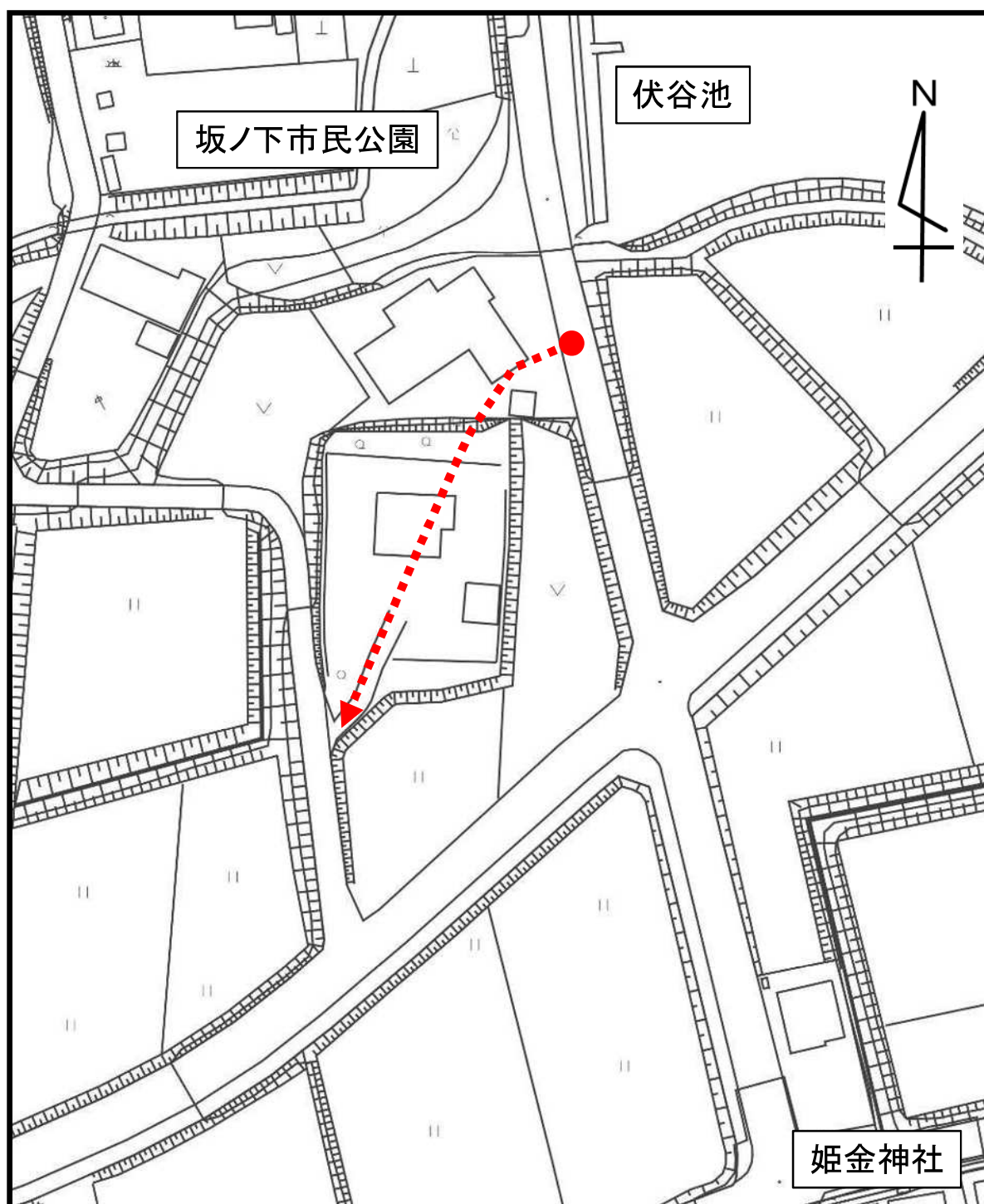


凡例



今回廃止道路
(山田里922号線)

議案参照図(その10)

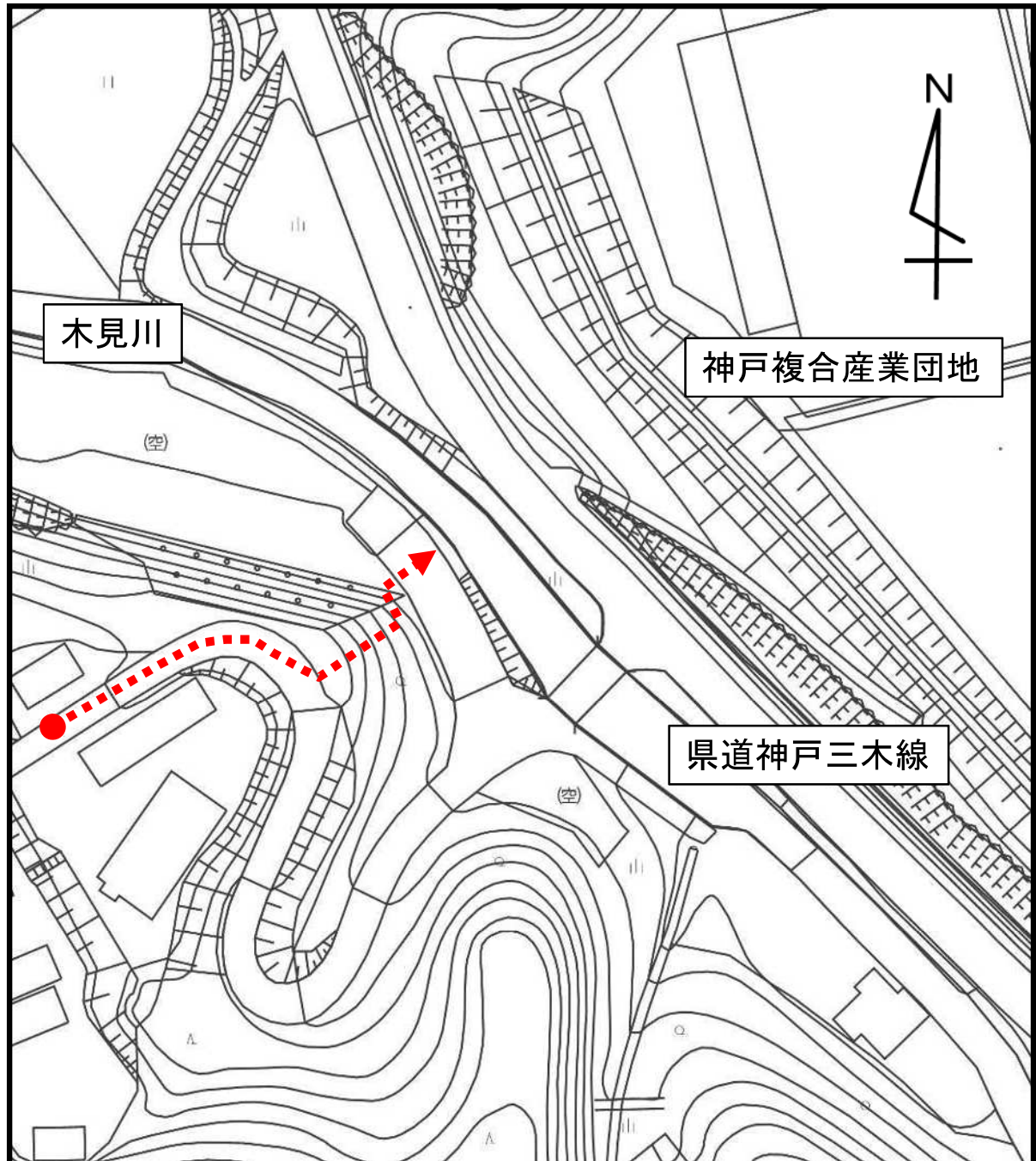


凡例



今回廃止道路
(岩岡第191号線)

議案参照図(その11)

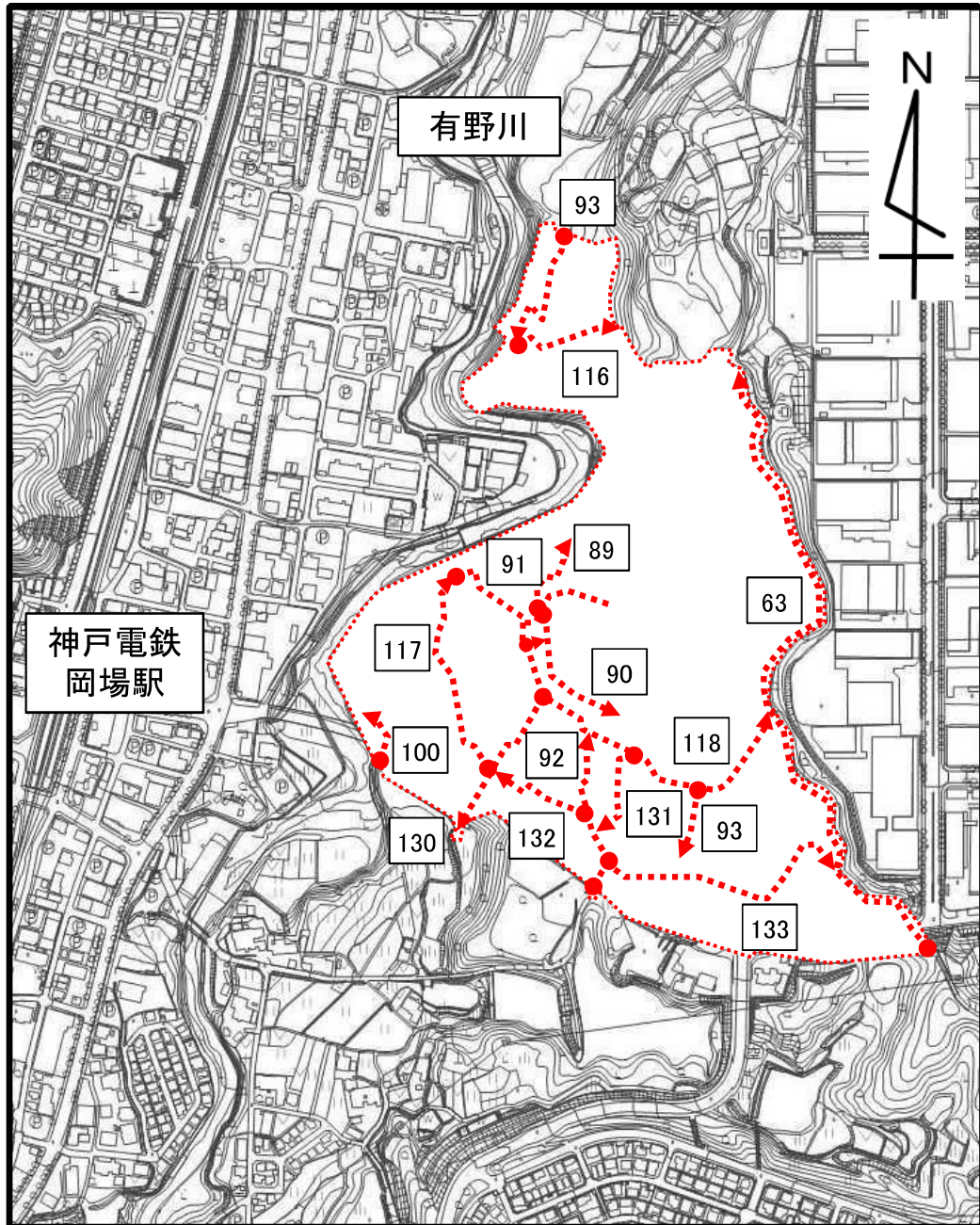


凡例



今回廃止道路
(押部谷里672号線)

議案参照図(その12)



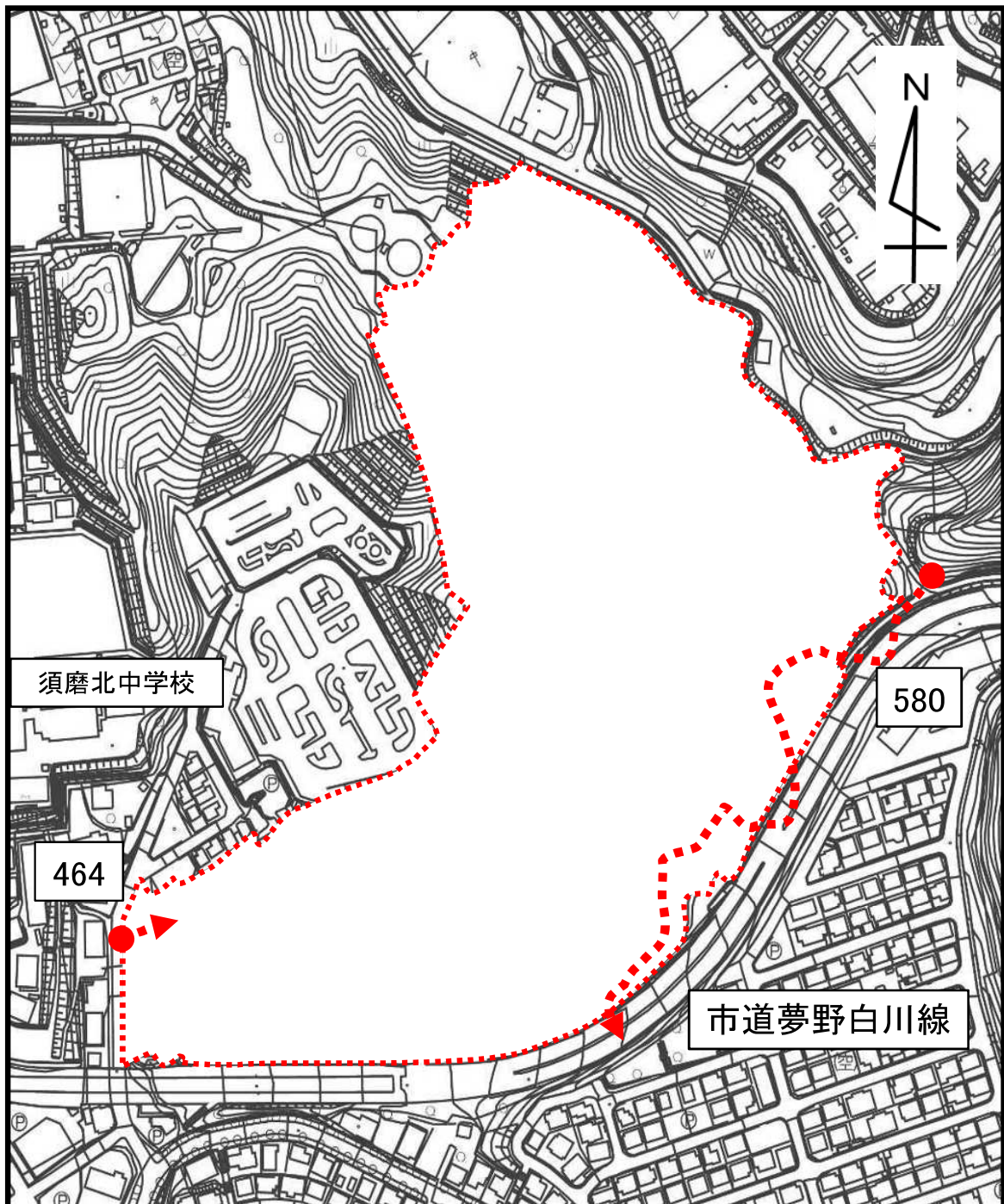
凡例	
	今回廃止道路 (有野里89号線他14路線)
	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その13)



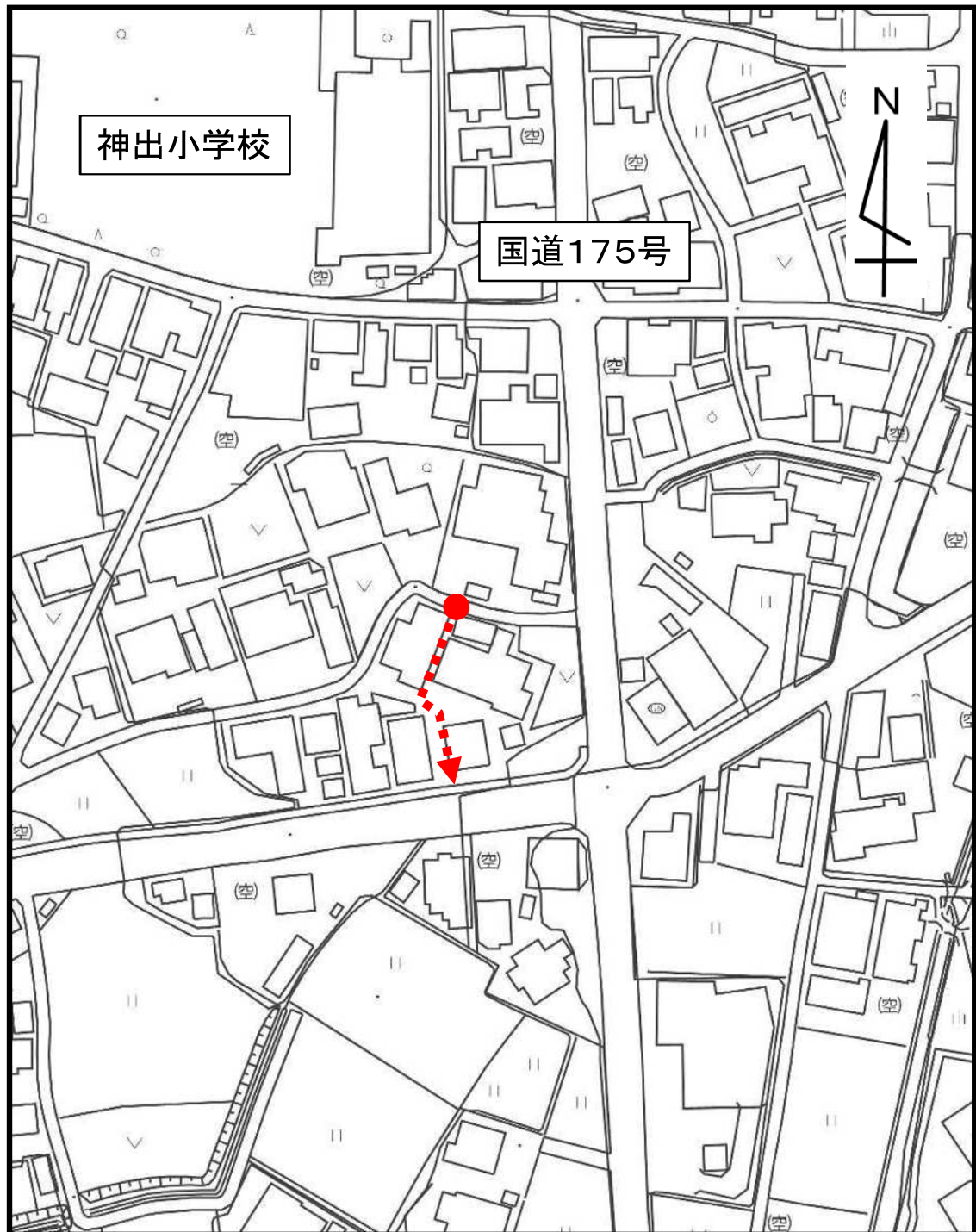
凡例	今回廃止道路 (山田里14号線)

議案参照図(その14)



凡例	今回廃止道路 (須磨里464・580号線)
●→	
.....	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その15)

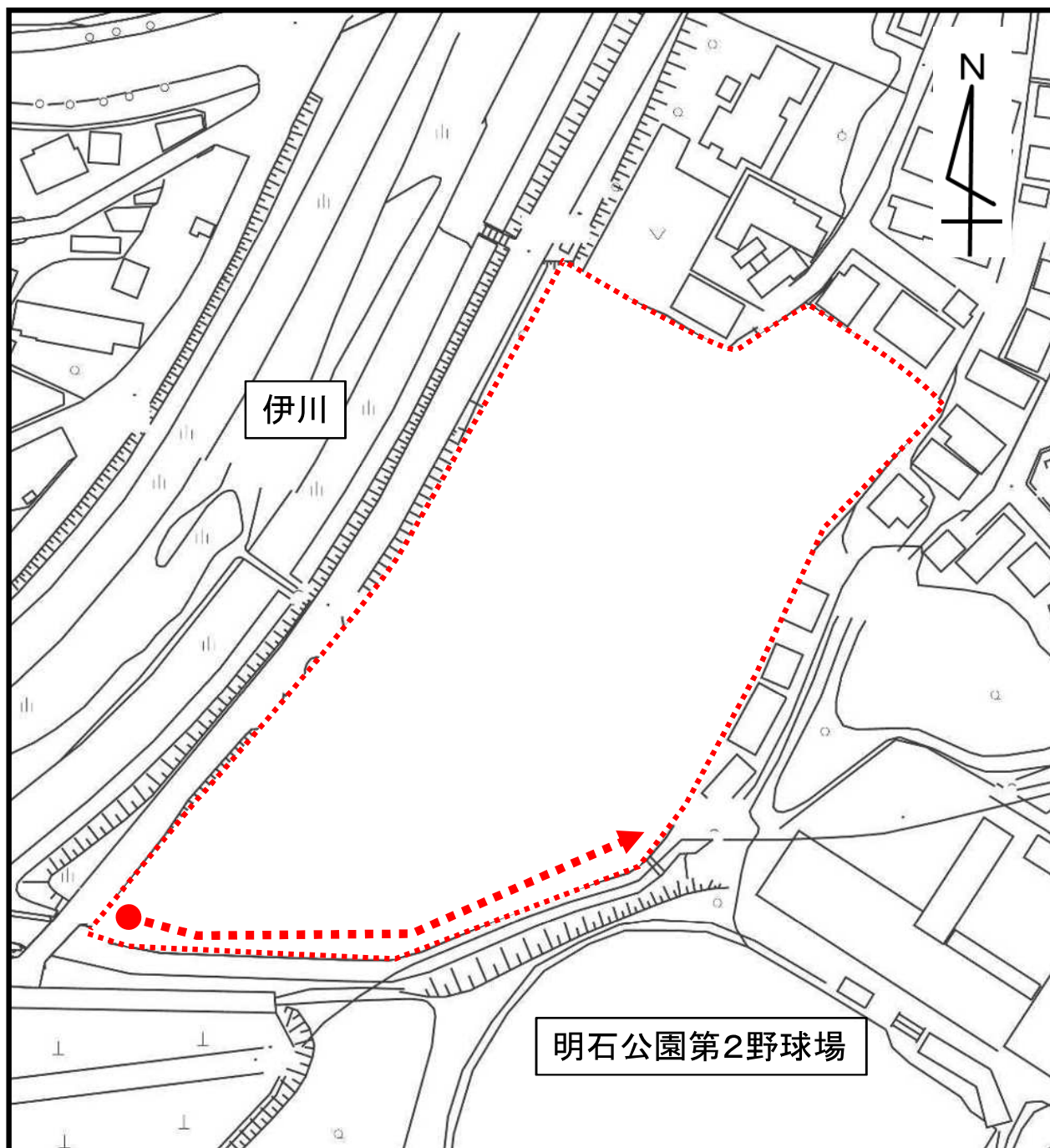


凡例



今回廃止道路
(神出村第101号線)

議案参照図(その16)



凡例



今回廃止道路

(新方10号線)



都市計画法(昭和43年法律第100号)
第29条の許可に係る開発区域